

No	お問い合わせ区分	お問い合わせ内容	回答内容
1	制度全般に関すること 使途に関すること	6000円以上に課税のことだが、このご時世6000円以下で宿泊できるところなどあるのだろうか。 制定理由を「観光資源の魅力の増進、旅行者の受け入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」とあるが、誰が観光の魅力が増進したかが判断するのか。もし税金を取るだけ取って、魅力が増進されていなかった場合、どうするのか。 ちゃんと税金を取った分責任を持った使い方ができるのか。いまいち使い道がはっきりしないで不透明。 一部ではインバウンドのためと聞くが、それなら海外からの旅行者からのみ取るべきでは。なぜ日本国民、宮城県民がおさまた宿泊税で外国人のために整備する必要があるのか。インバウンドはつきりといって迷惑です。 現時点で明確な用途も示されていないのだから、このままやむにするのだろうが。	まず、6,000円以上を課税対象としている点のお尋ねについてです。 本県宿泊税の課税対象となる6,000円以上については、食事代や消費税等を除いた「素泊り料金」を指しているところです。 これは、低廉な宿泊施設や、湯治客・工事関係者などの長期滞在者へ配慮しつつ、一定の税収確保を図る観点から、設定したところですので、御理解をお願いいたします。 次に、宿泊税の使途についてのお尋ねについてです。 現時点では、大きな柱立てとして「①魅力ある観光資源の創出」、「②観光産業の活性化」、「③観光客受入環境整備の充実」、「④国内外との交流拡大の促進」を掲げており、具体的な使途・事業化については、今後、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を進める方針としていることを御理解ください。 皆様からお預かりした税収を、宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解をお願いいたします。
2	制度全般に関すること	①予約のタイミングに関わらず、宿泊税の課税は1/13宿泊分からで間違いないでしょうか。 ②1/13を跨ぐ予約についても、1/12までは課税なしで1/13以降は課税の認識で間違いないでしょうか。 ③当社サイト含め販売サイトで告知を行いたいのですが、本日時点で告知をしても問題ないでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。1/13から/14にかけての宿泊から課税対象となります。 ③可能です。周知への協力よろしくお願いいたします。
3	制度全般に関すること	課税対象となる教育課程内の修学旅行において、運送機関として貸切バス等を利用し運転士やバスガイドの宿泊が必要で宿泊代金が1泊ひとり6,000円(税抜き)を超える場合、運転士やバスガイドも課税対象ですか？	課税対象の対象者は学生や引率の教師となりますので、運転士やバスガイドの方の素泊り料金が1泊ひとり6,000円(税抜き)を超える場合は、課税の対象となります。
4	使途に関すること	使途、徴収後の計画が県民市民に分かりづらいと思います。簡単に宿泊関係のインフラなど外国からの説教に使用するなどの文言だけで具体的な計画が知られていません。 今までの宿泊数は既に周知されているのでそこから試算できるはずです。民間企業は商品の効果などを千円単位で計画して株主やユーナーに説明します。その効果を株主総会に計ります。何億円の価格をセクション毎に細かく計上して株主ステークホルダーに説明します。 民間企業の価格だけ伝え、性能や効果を細かく説明しないとは考えられません。この商品はとてもいいものなので買ってください、性能や効果はまだ分かりません」と言われたら買いますか？許せだと思いますか？県はこれと同じことしてませんか？公務員のおこりになつてませんか？ 前述した株主総会でノーを突きつけられたら経営者は退陣します。 知事、市長・幹部はその覚悟で臨んでください、公務員の立場に胡座をかいてないでください。庶民の血税をいたく覚悟で臨んでください。	宿泊税の使途について、現時点では、大きな柱立てとして「①魅力ある観光資源の創出」、「②観光産業の活性化」、「③観光客受入環境整備の充実」、「④国内外との交流拡大の促進」を掲げております。 具体的な使途・事業化については、現在、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を進めています。 頂いた御意見は真摯に受け止め、皆様からお預かりした税収を宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解をお願いいたします。
5	制度全般に関すること	宿泊料金（1泊2食）12,000円（税込）の内訳が、「室料6000円 食事代 夕食4000円 朝食2000円」この場合は宿泊税の対象外という事でよろしいでしょうか。 ※お客様明細には1泊2食表記しかしない為室料が表記されません。	税込み室料6,000円の場合は、宿泊税の課税対象外となります。 なお、お客様明細に室料と食事代の詳細を明記する必要があります。
6	制度全般に関すること	6,000円（税抜き：税込み6,00円）は課税免除でよろしいでしょうか。	宿泊税は1人1泊あたりの宿泊料金（税抜き・素泊まり）が6,000円以上の場合は課税されますので、お問い合わせの場合には課税対象となります。
7	制度全般に関すること	大学生の現地実習での長期宿泊は課税免除の対象となるのでしょうか？	大学生は課税免除の対象外となります。
8	制度全般に関すること	宿泊税は一律負担で不公平であり、特に若者や低所得層にとって負担が大きい。外国人観光客にも負担のあるチップ制度（任意支払い）への転換を提案します。強制徴収ではなく、満足度に応じて支払える仕組みの方が観光地としての印象も良く、納得度も高まります。仙台の魅力を負けられないためにも、制度の再検討を強く希望します。 宿泊税の導入について、利用者の立場から強く反対するとともに、より公平で納得性のある制度への見直しを求めます。 【1】宿泊税は「宿泊する全員から必ず徴収する」ため、 ・旅行費をキリギリで抑えている人・学生や若者・低所得層にとつて負担が大きく、「お金に余裕がある人も、そうでない人も同額を払う」という点で非常に不公平です。 結果的に、お金に余裕のある旅行者が得し、負担が大きい人ほど不利になる制度になっています。 【2】外国人観光客を含め、チップ制（任意支払い）の方が現実的で公平 観光振興のための財源確保なら、強制的な税金ではなく任意で支払うチップ制への転換をご提案します。 アメリカやフィリピンでは、 ・観光サービスに対して自分の満足度に応じて支払う・無理に払わなくてもよい という仕組みが一般的で、負担の強制ではなく「支援したい人が支援できる」文化が根付いています。 外国人観光客もチップ文化に慣れているため、日本でも導入しやすく、観光地としての受け入れにも適しています。 【3】納得度の高い制度の方が観光にも良い影響がある 強制徴収の宿泊税よりも、 ・払い込む人が喜んで払う・サービスに対する評価として支払う・旅行者の満足度も下がらない というチップ制の方が、観光地としての印象も良く、逆効果になりません。 宿泊税によって「仙台は余計にお金がかかる」というイメージになると、結果的に観光客が減る可能性があります。 以上の理由から、宿泊税の導入・施行については再検討し、外国人観光客を含め、任意で支払えるチップ制への転換を強く要望します。 どうぞご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	観光財源の確保にあたっては、税によらない手法も検討した上で一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保できるものとして宿泊税を導入することとしております。 また、低廉な宿泊施設を利用する場合には負担が大きくならないよう課税の対象外とするため、免税点として6000円未満は課税しないこととしてあります。 宮城県に宿泊いただいた方に再び訪れていただけるよう宿泊税を活用した観光施策を検討・実施してまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申しあげます。
9	制度全般に関すること	今回の宿泊税導入について、県外の立場からも关心をもって拝見しています。 本件は一自治体の独自施策というより、「観光振興」を名目に宿泊者全体へ新たな負担を課す制度の前例となり得るものと受け止めています。 特に、日本人の生活コストが上昇し続ける中で、日本人を含む宿泊者から徴収した税を、主として訪れる外国人客誘致に充てるという構図には、全国的にも違和感を覚える人が少なくないのではないかでしょうか。 このよう仕組みが既成事実として定着すれば、他自治体でも「前例がある」という理由で同様の制度が導入されることが想定されます。 一地方の判断が、結果として全国の自治体運営の方向性を左右する可能性があることは、決して小さな話ではありません。 県外在住であっても、この動きは注視しています。 短期的な財源確保や観光指標だけでなく、住民負担の妥当性や制度の波及効果を含め、慎重な再検討がなされることを望みます。	宿泊税は東京都や大阪府、福岡県などで既に導入されているほか、他の自治体でも導入の検討がなされており、宮城県でもこれまで先行事例の研究等を行い、この度導入に至ったものでございます。 また、宿泊税の使途につきましては、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を重ね、インバウンドの誘客拡大に向けた取組のほか、地域資源を活用した観光コンテンツの造成や、観光地までの交通対策、観光情報の発信など、県民を含む国内観光客向けの取組も検討しているところです。 頂いた御意見は真摯に受け止め、皆様からお預かりした税収を宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解をお願いいたします。